

# 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案 概要

## 趣旨（第1条）

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、①日本司法支援センター（以下「法テラス」）の業務の特例、②宗教法人による財産の処分・管理の特例を定める〔3年間の時限立法（附則第5条）〕。

## 定義（第2条）

### 1 対象宗教法人

解散命令の請求が行われ又は事件の手続が開始された宗教法人であって、次の要件に該当するもの

- ① 当該手続の開始に係る請求等が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」といった公益侵害を理由とするものであること。
- ② 当該手続が、公的機関（所轄庁・検察官による請求又は裁判所の職権）により開始されたものであること。

### 2 特定不法行為等

解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者等によるもの

## 法テラスの業務の特例（第2章）

### 1 本件特例の対象となる被害者

特定不法行為等に係る被害者

### 2 特例の内容

- ① 被害者の資力を問わずに援助すること。
- ② 費用の償還・支払を一定期間猶予すること。
- ③ 必要かつ相当な範囲で免除できる（免除範囲を通常より拡大する）こと。

## 宗教法人による財産の処分・管理の特例（第3章）

### 1 不動産の処分等の所轄庁への通知及び公告の特例（第7条～第10条）

#### (1) 本件特例の対象となる宗教法人【＝指定宗教法人】

対象宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する（※）。

- ① 被害者が相当多数と見込まれること。
- ② 所轄庁として、財産処分・管理の状況を把握する必要があること。

#### (2) 特例の内容（宗教法人法23条・24条の特例）

- ① 指定宗教法人は、不動産の処分・担保の提供の少なくとも一月前に、所轄庁に通知すること。
- ② 通知を受けた所轄庁は、速やかにその通知に係る要旨を公告すること。
- ③ 通知をせずになされた不動産の処分・担保の提供は、無効とすること。

### 2 財産目録等の作成・提出及び閲覧の特例（第11条～第13条）

#### (1) 本件特例の対象となる宗教法人【＝特別指定宗教法人】

指定宗教法人のうち、次の要件に該当すると認めるものについて、指定する（※）。

○財産の隠匿又は無償の供与その他の行為により被害者の権利を害するおそれがあること。

#### (2) 特例の内容（宗教法人法25条の特例）

- ① 四半期ごとに財務書類（財産目録・収支計算書・貸借対照表）を作成して、その写しを所轄庁に提出すること（通常は、1年ごとの作成・提出）。
- ② 所轄庁は、提出された財務書類の写しを、被害者に対して閲覧させること。

（※）指定宗教法人・特別指定宗教法人の指定に当たっては、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聴くこと。

## 施行期日等（附則）

○公布の日から10日を経過した日から施行。ただし、法テラスの業務の特例は、公布の日から3月以内に施行。  
○施行後3年を目途として、この法律の延長を含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。